

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p><b>第1 趣旨及び目的 (略)</b></p> <p><b>第2 対象感染症</b>          本事業の対象とする感染症は、次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象 (略)</p> <p>五類感染症          (64) アメーバ赤痢、(65) ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66) カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67) 急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)、(68) 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(69) クリプトスポリジウム症、(70) クロイツフェルト・ヤコブ病、(71) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72) 後天性免疫不全症候群、(73) ジアルジア症、(74) 侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75) 侵襲性髄膜炎菌感染症、(76) 侵襲性肺炎球菌感染症、(77) 水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る。)(78) 先天性風しん症候群、(79) <u>多剤耐性緑膿菌感染症</u>、(80) 梅毒、(81) 播種性クリプトコックス症、(82) 破傷風、(83) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(84) バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(85) 百日咳、(86) 風しん、(87) 麻しん、(88) 薬剤耐性アシネトバクター感染症 (略)</p> <p>2 定点把握の対象          五類感染症 (定点)          (89) RSウイルス感染症、(90) 咽頭結膜熱、(91) インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、(92) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(93) 感染性胃腸炎、(94) 急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)、(95) 急性出血性結膜炎、(96) クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、(97) 細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、(98) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) であるものに限る。)、(99) 水痘、(100) 性器クラミジア感染症、(101) 性器ヘルペスウイルス感染症、(102) 尖圭コンジローマ、(103) 手足口病、(104) 伝染性紅斑、(105) 突発性発しん、(106) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 (107) ヘルパンギーナ、(108) マイコプラズマ肺炎、(109) 無菌性髄膜炎、(110) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(111) 流行性角結膜炎、(112) 流行性耳下腺炎、(113) 淋菌感染症 (略)</p> <p>3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象 (略)</p> <p><b>第3 実施主体</b>          (略)</p> <p><b>第4 事業の実施</b>          1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 (第2の(75)、(86)及び(87))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症          (1) 調査単位及び実施方法          ア 診断又は検索した医師          一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 (第2の(75)、(86)及び(87))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者 (当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。) の死体を検索した場合は、別に定める基準 (平成18年3月8日付け健感発第0308001号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出基準等について」(以下、「医師の届出基準等通知」という。)) に基づく様式のうち該当する感染症の様式 (別記様式)</p>	<p style="text-align: center;">高知県感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p><b>第1 趣旨及び目的 (略)</b></p> <p><b>第2 対象感染症</b>          本事業の対象とする感染症は、次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象 (略)</p> <p>五類感染症          (64) アメーバ赤痢、(65) ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66) カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67) 急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)、(68) 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(69) クリプトスポリジウム症、(70) クロイツフェルト・ヤコブ病、(71) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72) 後天性免疫不全症候群、(73) ジアルジア症、(74) 侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75) 侵襲性髄膜炎菌感染症、(76) 侵襲性肺炎球菌感染症、(77) 水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る。)(78) 先天性風しん症候群、(79) 梅毒、(80) 播種性クリプトコックス症、(81) 破傷風、(82) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(83) バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(84) 百日咳、(85) 風しん、(86) 麻しん、(87) 薬剤耐性アシネトバクター感染症 (略)</p> <p>2 定点把握の対象          五類感染症 (定点)          (88) RSウイルス感染症、(89) 咽頭結膜熱、(90) インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、(91) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92) 感染性胃腸炎、(93) 急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)、(94) 急性出血性結膜炎、(95) クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、(96) 細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、(97) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) であるものに限る。)、(98) 水痘、(99) 性器クラミジア感染症、(100) 性器ヘルペスウイルス感染症、(101) 尖圭コンジローマ、(102) 手足口病、(103) 伝染性紅斑、(104) 突発性発しん、(105) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 (106) ヘルパンギーナ、(107) マイコプラズマ肺炎、(108) 無菌性髄膜炎、(109) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110) <u>薬剤耐性緑膿菌感染症</u>、(111) 流行性角結膜炎、(112) 流行性耳下腺炎、(113) 淋菌感染症 (略)</p> <p>3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象 (略)</p> <p><b>第3 実施主体</b>          (略)</p> <p><b>第4 事業の実施</b>          1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 (第2の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症          (1) 調査単位及び実施方法          ア 診断又は検索した医師          一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 (第2の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者 (当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。) の死体を検索した場合は、別に定める基準 (平成18年3月8日付け健感発第0308001号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出基準等について」(以下、「医師の届出基準等通知」という。)) に基づく様式のうち該当する感染症の様式 (別記様式)</p>

新	旧
<p>式1-1～4-44、5-12、5-22～5-23、6-1、新型インフルエンザ等感染症については別に定める)により、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。 イ～キ (省略)</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症 (第2の(75)、(86)及び(87)を除く。)</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検索した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症 (第2の(75)、(86)及び(87)を除く。)の患者を医師の届出基準等通知に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者 (当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検索した医師は、医師の届出基準等通知に基づく様式のうち該当する感染症の様式 (別記様式5-1～5-11、5-13～5-21、5-24)により、診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所の定める方法により行って差し支えない。</p> <p>イ～カ (省略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) 対象とする感染症の状態 (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点</p> <p>定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、患者定点を選定する。</p> <p>① 人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>② 対象感染症のうち、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関 (主として小児科医療を提供しているもの)を小児科定点として指定する。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。この場合において小児科定点として指定された医療機関は③の急性呼吸器感染症定点 ((89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)の届出を行う定点医療機関をいう。以下同じ。)として協力するよう努めること。 (表略)</p> <p>③ 対象感染症のうち、第2の(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)については、前記②で選定した小児科定点のうち、急性呼吸器感染症定点及び別途後記⑥に定める基幹定点とする。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。 (表略)</p> <p>なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第2の(91)及び(98)の入院患者に限定されることに留意すること。</p> <p>④ 対象感染症のうち、第2の(95)及び(111)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関 (主として眼科医療を提供しているもの)を眼科定点として指定する。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。 (表略)</p> <p>⑤ 対象感染症のうち、第2の(100)から(102)まで及び(113)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科 (産婦人科系)、医療法施行令 (昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関 (主として各々の標榜科の医療を提供しているもの)を性感染症定点として指定する。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定する。 (表略)</p> <p>⑥ 対象感染症のうち、第2の(93)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)、(97)、(106)及び(108)から(110)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院 (小児科医療と内科医療を提供しているもの)を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定する。</p>	<p>式1-1～4-44、5-12、5-22～5-23、6-1、新型インフルエンザ等感染症については別に定める)により、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。 イ～キ (省略)</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症 (第2の(75)、(85)及び(86)を除く。)</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検索した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症 (第2の(75)、(85)及び(86)を除く。)の患者を医師の届出基準等通知に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者 (当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検索した医師は、医師の届出基準等通知に基づく様式のうち該当する感染症の様式 (別記様式5-1～5-11、5-13～5-21、5-24)により、診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所の定める方法により行って差し支えない。</p> <p>オ～カ (省略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) 対象とする感染症の状態 (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点</p> <p>定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、患者定点を選定する。</p> <p>① 人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>② 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関 (主として小児科医療を提供しているもの)を小児科定点として指定する。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。この場合において小児科定点として指定された医療機関は③の急性呼吸器感染症定点 ((88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)の届出を行う定点医療機関をいう。以下同じ。)として協力するよう努めること。 (表略)</p> <p>③ 対象感染症のうち第2の(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)については、前記②で選定した小児科定点のうち、急性呼吸器感染症定点及び別途後記⑥に定める基幹定点とする。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。 (表略)</p> <p>なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第2の(90)及び(97)の入院患者に限定されることに留意すること。</p> <p>④ 対象感染症のうち、第2の(94)及び(111)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関 (主として眼科医療を提供しているもの)を眼科定点として指定する。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。 (表略)</p> <p>⑤ 対象感染症のうち、第2の(99)から(101)まで及び(113)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科 (産婦人科系)、医療法施行令 (昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関 (主として各々の標榜科の医療を提供しているもの)を性感染症定点として指定する。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定する。 (表略)</p> <p>⑥ 対象感染症のうち、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)、(96)、(105)及び(107)から(110)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院 (小児科医療と内科医療を提供しているもの)を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定する。</p>

新	旧
<p>イ 病原体定点            病原体の分離等の検査情報を収集するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ アの②により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)を対象感染症とする。</p> <p>④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、第2の(85)、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(96)、(98)、(107)及び(108)を対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。</p> <p>⑤ アの④により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(95)及び(111)を対象感染症とする。</p> <p>⑥ アの⑥により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(93)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(97)及び(109)を対象感染症とする。</p> <p>(3) 調査単位等            ア 患者情報のうち、(2)のアの②、③、④及び⑥(第2の(106)、及び(110)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの⑤及び⑥(第2の(106)、及び(110)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。なお、(2)のアの③により選定された患者定点は、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(91)及び(98)については、疾病毎の患者数を届出ることとする。</p> <p>イ 病原体情報のうち、(2)のイの④により選定された病原体定点は、第2の(85)、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(96)、(98)、(107)及び(108)については、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p> <p>ウ 病原体情報のうち、(2)のイの④により選定された病原体定点は、第2の(98)のゲノム解析に関するものについては、各月を調査単位を各月単位とする。</p> <p>(4) 実施方法            ア (略)            イ 病原体定点            ① 病原体定点として選定された医療機関(以下「病原体定点医療機関」という。)は、③、④及びその他必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。            ② 病原体定点は、検体等について、別記様式8-1もしくは8-2の検査票を添えて、速やかに衛生環境研究所等へ送付する。            ③ (2)のイの③により選定された病原体定点においては、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ、別に定める病原体検査業務管理要領により選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1検体を送付するものとする。            ④ (2)のイの④により選定された病原体定点においては、(2)のアの②により選定された定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2)のイの④により選定された病原体定点の営業日のうち週ははじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。なお、第2の(98)のゲノム解析で用いる検体は衛生環境研究所で選定するため、(2)のイの④により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。</p> <p>ウ～エ (省略)            オ 衛生環境研究所等            ①～③ (略)            ④ 第2の(98)については、(4)のイの④で提出された検体を用いて、調査単位ごとに、全ゲノム解析を実施する能力を有する地方衛生研究所毎に20件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。その結果は、民間検査機関や大学等に解析を委託する場合でも、地方衛生研究所で集約し、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS(Pathogen</p>	<p>イ 病原体定点            病原体の分離等の検査情報を収集するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ アの②により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)を対象感染症とする。</p> <p>④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)及び(107)を対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。</p> <p>⑤ アの④により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(94)及び(111)を対象感染症とする。</p> <p>⑥ アの⑥により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)及び(108)を対象感染症とする。</p> <p>(3) 調査単位等            ア 患者情報のうち、(2)のアの②、③、④及び⑥(第2の(105)、(109)及び(110)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの⑤及び⑥(第2の(105)、(109)及び(110)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。なお、(2)のアの③により選定された患者定点は、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(90)及び(97)については、疾病毎の患者数を届出ることとする。</p> <p>イ 病原体情報のうち、(2)のイの④により選定された病原体定点は、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)及び(107)については、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p> <p>ウ 病原体情報のうち、(2)のイの④により選定された病原体定点は、第2の(97)のゲノム解析に関するものについては、各月を調査単位を各月単位とする。</p> <p>(4) 実施方法            ア (略)            イ 病原体定点            ① 病原体定点として選定された医療機関(以下「病原体定点医療機関」という。)は、③、④及びその他必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。            ② 病原体定点は、検体等について、別記様式8-1もしくは8-2の検査票を添えて、速やかに衛生環境研究所等へ送付する。            ③ (2)のイの③により選定された病原体定点においては、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ、別に定める病原体検査業務管理要領により選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1検体を送付するものとする。            ④ (2)のイの④により選定された病原体定点においては、(2)のアの②により選定された定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2)のイの④により選定された病原体定点の営業日のうち週ははじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。なお、第2の(97)のゲノム解析で用いる検体は衛生環境研究所で選定するため、(2)のイの④により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。</p> <p>ウ～エ (省略)            オ 衛生環境研究所等            ① (省略)            ④ 第2の(97)については、(4)のイの④で提出された検体を用いて、調査単位ごとに、全ゲノム解析を実施する能力を有する地方衛生研究所毎に20件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。その結果は、民間検査機関や大学等に解析を委託する場合でも、地方衛生研究所で集約し、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS(Pathogen</p>

新	旧
<p>Genomic data collection System)及びGISAID(Global Initiative on Sharing All Influenza Data)にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。</p> <p>なお、関係機関と連携し十分な情報共有を実施する場合は、地方衛生研究所以外が登録機関となっても差し支えない。</p> <p>カ～キ (省略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5 実施時期 (中略)</p> <p>この実施要綱の一部改正は、令和7年4月7日から施行する。</p> <p><u>この実施要綱の一部改正は、令和8年4月6日から施行する。</u></p>	<p>Genomic data collection System)及びGISAID(Global Initiative on Sharing All Influenza Data)にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。</p> <p>なお、関係機関と連携し十分な情報共有を実施する場合は、地方衛生研究所以外が登録機関となっても差し支えない。</p> <p>カ～キ (省略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5 実施時期 (中略)</p> <p>この実施要綱の一部改正は、令和7年4月7日から施行する。</p>

別添資料1～4 (略)

別記様式1～4 (省略)

(新設)

別記様式5-16

多剤耐性緑膿菌感染症発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検索)した者(死体)の類型
・患者(確定例) ・感染症死亡者の死体

2 性別 3 診断時の年齢(0歳は月齢)
男・女 歳( か月)

4 症状
5 診断方法
6 初診年月日
7 診断(検索)年月日
8 感染したと推定される年月日
9 発病年月日(\*)
10 死亡年月日(※)
11 感染原因・感染経路・感染地域
①感染原因・感染経路(確定・推定)
1 以前からの保菌(保菌部位)
2 院内感染(保菌も含めた患者数など感染伝播の状況)
3 医療器具関連感染(中心静脈カテーテル・尿路カテーテル・人工呼吸器・その他)
4 手術部位感染(手術手技)
5 その他
②感染地域(確定・推定)
1 日本国内(都道府県 市区町村)
2 国外(国 詳細地域)
③90日以内の海外渡航歴(有・無)
有りの場合
1 渡航先(国)
2 海外での医療機関の受診歴(有・無)
有りの場合
受診した国名(国)
入院歴(有・無)

この届出は診断から7日以内に行ってください

(1, 2, 4, 5及び11欄においては該当する番号等を○で囲み、3及び6から10までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。
(\*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
4及び5欄においては、該当するもの全てを記載すること。)

別記様式6 (略)

別記様式6 (略)

新

別記様式7-6

感染症発生動向調査(基幹定点)

月報

保健所コード

医療機関コード

調査期間 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関名:

ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾病名*	検体採取部位**
1			1 2	
2			1 2	
3			1 2	
4			1 2	
5			1 2	
6			1 2	
7			1 2	
8			1 2	
9			1 2	
10			1 2	

\* 疾病名(番号を○で囲む)

1:メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

2:ペニシリン耐性肺炎球菌感染症

\*\* 検体採取部位

複数部位から検出された場合は、

最も重要と考えられる1か所のみを記載。

コメント

福祉保健所

FAX:

旧

別記様式7-6

感染症発生動向調査(基幹定点)

月報

保健所コード

医療機関コード

調査期間 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関名:

ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾病名*	検体採取部位**
1			1 2 3	
2			1 2 3	
3			1 2 3	
4			1 2 3	
5			1 2 3	
6			1 2 3	
7			1 2 3	
8			1 2 3	
9			1 2 3	
10			1 2 3	

\* 疾病名(番号を○で囲む)

1:メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

2:ペニシリン耐性肺炎球菌感染症

3:薬剤耐性緑膿菌感染症

\*\* 検体採取部位

複数部位から検出された場合は、

最も重要と考えられる1か所のみを記載。

コメント

福祉保健所

FAX: